

被爆地ヒロシマが被曝を拒否する

— 過去は変えられないが未来は変えられる —

伊方原発運転差止広島裁判

2019
11
20 水
本訴

第6陣原告提訴を行います。 第17回口頭弁論期日

応援に、傍聴に、ぜひお越し下さい。

11月20日当日スケジュール

13:00	広島弁護士会館 2F 大会議室 集合
13:15	広島地裁前、南西角交差点に集合
13:20	広島地裁へ乗込行進開始 広島地裁内へ 広島地裁玄関口にて手荷物検査があります。
13:35 頃	第6陣原告提訴 訴状提出
14:00	傍聴券抽選開始 傍聴希望者が多い場合は傍聴券抽選があります。 進行協議開始 (非公開)
14:30	第17回口頭弁論開始
14:40 頃	口頭弁論終了見込み・広島弁護士会館 2F へ移動
15:00 頃	記者会見・報告会開始
17:00 頃	終了予定

みなさまお一人お一人の
ふるさとへの思いや関心が、
世の中や、司法を動かす
原動力です。

次回期日のお知らせ

2020
3
4 水
本訴
第18回
口頭弁論
期日

場所：広島地方裁判所
14:00 進行協議
14:30 口頭弁論開始

【主催】伊方原発広島裁判事務局 〒733-0012 広島市西区中広町 2-21-22-203 電話：090-7372-4608
E-mail : saiban_office@hiroshima-net.org URL : https://saiban.hiroshima-net.org

国際原子力事象評価尺度 (INES) 米スリーマイル島原子力発電所事故レベル

レベル5の破局的大事故を覚悟で 伊方3号再稼働!?

それで適合審査・検査合格?
冗談じゃない

詳しくは裏面をご覧ください

再稼働している
伊方原発3号機

国際原子力事象評価尺度 (抜粋) International Nuclear and Radiological Event Scale, INES

ヨウ素 131 に
換算すると

レベル	基準 1 事業所外への影響 放射性物質の重大な外部放出 : ヨウ素 131 等価	参考事例
7	数万 TBq 以上	チェルノブイリ原子力発電所事故 (1986 年) 福島第一原子力発電所事故 (2011 年)
6	数千から数万 TBq 相当	ウラル核爆事 (キシテム事故) (1957 年)
5	数百から数千 TBq 相当	ウインスケール原子炉火災事故 (1957 年) スリーマイル島原子力発電所事故 (1979 年) など



1979年3月28日、アメリカ合衆国東北部ペンシルベニア州のスリーマイル島原子力発電所2号機で発生した重大な原子力事故。国際原子力事象評価尺度 (INES) においてレベル5の事例。2019年9月には1号機も閉鎖され、廃炉工程にはいった。

引用出典：日本語 wikipedia 「スリーマイル島原子力発電所事故」
および英語 wikipedia 「Three Mile Island accident」

破局的大事故を容認しての再稼働は違法、不当

四国電力は、原子力規制委員会の「新規制基準適合性審査に係る審査会合」で、重大事故の対策有効性評価の際、3号炉から放出する放射性物質、セシウム 137 の量を 5.1 兆ベクレルである、環境に及ぼす影響は極めて小さい、と報告し、規制委員会はすんなりこれを了承、伊方原発 3 号炉を規制基準に適合している、として合格としました。

四国電力が、環境に対する影響は小さいとした根拠はいったい何かというと、「環境にセシウム 137 を 100 兆ベクレル以上放出するような事故の発生は 100 万炉年に 1 回（テロ等によるものを除く）」という原子力規制委員会の目標値が根拠です。

つまり「目標値の 100 兆ベクレルに対して 5.1 兆ベクレルは充分小さい」というわけです。

根拠のない 100 兆ベクレル

そもそも「100 兆ベクレル以上の事故は 100 万炉年に 1 回」とする規制委員会の目標値には確率論からみても何の根拠もありません。1986 年のチェルノブイリ事故、2011 年の福島原発事故と、わずか 30 年足らずの間に、2 回も 100 兆ベクレルをはるかに超える事故を起こしています。100 万年に 1 回どころか、30 年足らずの間に 2 回も起こしているのです。「100 兆ベクレル以上の事故は 100 万炉年に 1 回」は、目標値というよりも単なる「願望値」にしか過ぎません。その「願望値」と較べて「影響は小さい」と四国電力は断言し、規制委員会はこれを認めています。

セシウム 137 をヨウ素 131 に換算すると

そもそもセシウム 137 を 5.1 兆ベクレルも環境に放出する、とは、どの程度の原発事故になるのでしょうか？

国際的な原発推進機関、国際原子力機関（IAEA）は、放射性物質の環境に及ぼす影響をヨウ素 131 に換算してその程度を表現しています。そのための換算係数（ヨウ素換算倍率係数）も準備しています。

セシウム 137 の係数はというと「40」です。

つまりセシウム 137 の 5.1 兆ベクレルは、ヨウ素換算では「5.1 兆 × 40 = 200 兆ベクレル以上」ということとなります。原子力事故で原子炉からセシウム 137 だけが放出されるわけではありませんから、当然他の核種セシウム 134、ストロンチウム 90 など夥しい種類の核種も大量に放出されます。これらを換算係数でヨウ素 131 に換算してみると、全体では優に数百兆ベクレルの放出ということになります。

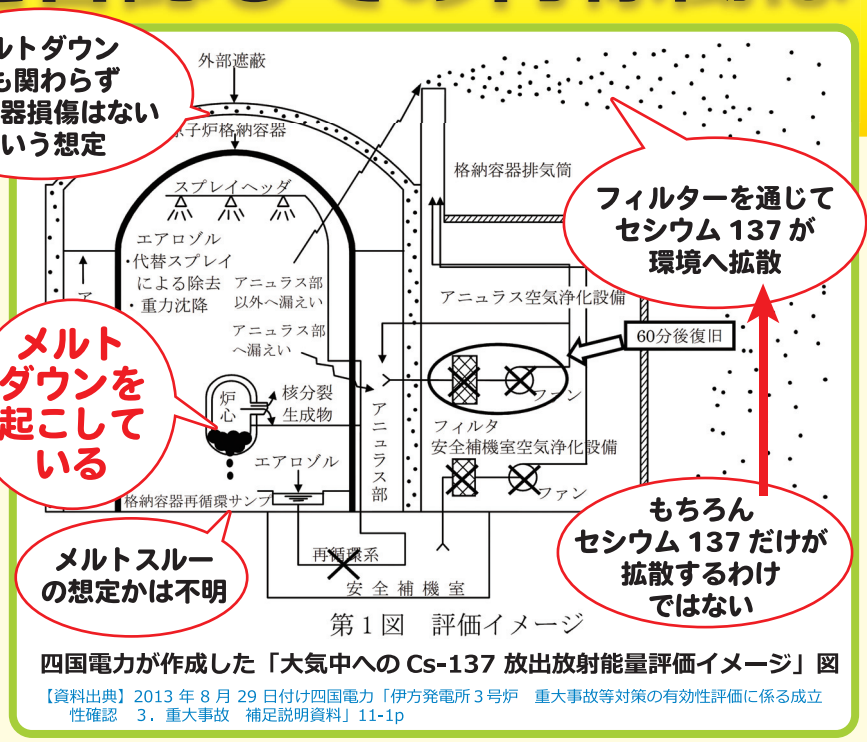
メルトダウンにも関わらず格納容器損傷はないという想定

メルトダウンを起こしている

メルトスルーの想定かは不明

フィルターを通じてセシウム 137 が環境へ拡散

もちろんセシウム 137 だけが拡散するわけではない



第1図 評価イメージ
四国電力が作成した「大気中への Cs-137 放出放射線量評価イメージ」図
【資料出典】2013 年 8 月 29 日付け四国電力「伊方発電所 3 号炉 重大事故等対策の有効性評価に係る成立性確認 3. 重大事故 補足説明資料」11-1p

スリーマイル島原発事故に匹敵する破局的大事故

IAEA と OECD は共同で、原子力事故の規模を評価する基準、国際原子力事象評価尺度（INES）を整備しています。INES によれば「セシウム 137 を 5.1 兆ベクレル放出する事故」とは「レベル 5」の事故に該当します。レベル 5 の事故は過去 4 回発生しています。（52 年カナダのチョークリバー原子炉爆発事故、57 年英ウィンズケール火災事故、79 年米スリーマイル島原発事故、87 年ブラジルのゴスニア被曝事故）これらは破局的大事故と呼ぶのがふさわしい核事故です。

つまりこういうことです。四国電力は、審査時、「スリーマイル島原発事故並みの事故を起こしますよ。環境に対する影響は小さいですよ。よろしいですね？」と規制委員会に尋ね、規制委は「構いません。どうぞ」と答えて合格証を与えて、現在運転している、ということです。

「レベル 5」の事故を容認しての再稼働は、違法、不当

大体、原子力規制委員会に事故の程度を決める権限はありませんし、事故の程度を審査する基準もありません。明らかな越権行為です。

また伊方原発 3 号機の再稼働を認めた愛媛県知事にも、地元伊方町長にも「レベル 5 までの事故なら OK」などという権限はありません。そもそも「レベル 5 までの事故なら OK」などという国民的合意など存在しないのです。

「レベル 5」の事故を容認しての再稼働は、違法、不当といわざるを得ません。

<参照資料>
* 2013 年 8 月 29 日付け四国電力「伊方発電所 3 号炉重大事故等対策の有効性評価に係る成立性確認 3. 重大事故補足説明資料」
* 日本語ウィキペディア「国際原子力事象評価尺度」